

放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究事業

1, 101百万円（1, 200百万円）

環境保健部放射線健康管理担当参事官室

1. 事業の概要

原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価等の国として実施すべき事業を行う。

また、平成26年度より新たに「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的な考え方」（平成25年11月原子力規制委員会提言）で示された相談員の活動を支援する拠点を整備し、帰還を選択する住民を身近で支えるための事業を実施する。

2. 事業計画（業務内容）

（1）放射線の健康影響に係る研究調査事業

被災者の健康管理に資する放射線の健康影響に関する研究調査及び被災者の健康不安対策に資する放射線の健康影響に関する研究調査を行う。

（2）被ばく線量評価等に関する調査研究事業

事故初期からの外部被ばく線量と内部被ばく線量の推計を実施し、被災者の線量評価システムを構築する。

（3）安心・リスクコミュニケーション事業

統一的な基礎資料を用いて育成された講師により、住民からの相談に対応する都道府県の保健医療従事者、学校関係者等への研修を行うとともに統一的な基礎資料について検証を行う。

（4）健康管理支援に係る調査等事業

県民健康管理調査の結果や既存統計等を活用した調査等を通じ、原子力被災者の健康管理等の現状や課題を把握するとともに、国や自治体等が行う今後の支援のあり方について検討する。

（5）帰還住民向けの健康相談調査等事業

帰還を選択する住民を身近で支える相談員が受ける、健康不安等の相談についての科学的技術的な知見の提供を行えるよう、専用照会窓口の整備や研修の実施等相談員を支援するための支援拠点を整備し、相談内容の現状や課題を把握し、支援のあり方について検討する。

3. 施策の効果

本事業により、被ばく線量の評価が向上すること、放射線の健康影響に係る知見が得られること、リスクコミュニケーション事業において統一された対応ができるようになることにより、原子力被災者の健康確保及び不安の解消に資するものである。

放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究事業

平成26年度予算(案)額 1,101百万円(1,200百万円)(委託費)
支出予定先 民間団体等

<事業の背景・内容>

1. 福島復興再生基本方針

原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針として、平成24年7月13日に福島復興再生基本方針が閣議決定され、その中で国内外の叡智を結集した放射線の人体への影響等に関する調査の重要性等について指摘されている。

2. 原子力被災者に対する健康管理・健康調査

今般の福島第一原発事故を受け、福島県に「福島県民健康管理基金」(平成23年度二次補正:782億円)を創設するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制を整備したところ。

平成26年度においても、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、放射線の健康影響調査等の国として実施すべき事業を行う。

また、新たに「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的な考え方」(平成25年11月原子力規制委員会提言)で示された相談員の活動を支援する拠点を整備し、帰還を選択する住民を身近で支えるための事業を実施する。

<事業のスキーム、具体的な成果イメージ>

1. 放射線の健康影響に係る研究調査事業

被災者の健康管理に資する放射線の健康影響に関する研究調査及び被災者の健康不安対策に資する放射線の健康影響に関する研究調査を行う。

2. 被ばく線量評価等に関する調査研究事業

事故初期からの外部被ばく線量と内部被ばく線量の推計を実施し、被災者の線量評価システムを構築する。

3. 安心・リスクコミュニケーション事業

統一的な基礎資料を用いて育成された講師により、住民からの相談に対応する都道府県の保健医療従事者、学校関係者等への研修を行うとともに統一的な基礎資料について検証を行う。

4. 健康管理支援に係る調査等事業

県民健康管理調査の結果や既存統計等を活用した調査等を通じ、原子力被災者の健康管理等の現状や課題を把握するとともに、国や自治体等が行う今後の支援のあり方について検討する。

5. 帰還住民向けの健康相談調査等事業(新規)

帰還を選択する住民を身近で支える相談員が受ける、健康不安等の相談についての科学的技術的な知見の提供を行えるよう、専用照会窓口の整備や研修の実施等相談員を支援するための支援拠点を整備し、相談内容の現状や課題を把握し、支援のあり方について検討する。

住民の健康確保・不安解消